

衆議院環境委員会議録第十号

平成十四年四月十九日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君

理事 柳本 卓治君

理事 奥田 建君

理事 西 博義君

理事 小淵 優子君

理事 龜井 久興君

理事 西川 公也君

理事 三ッ林隆志君

理事 小林 守君

理事 近藤 昭一君

理事 武山百合子君

理事 金子 哲夫君

西野あきら君

山本 公一君

牧 義夫君

樋高 剛君

奥谷 通君

小泉 龍司君

菱田 嘉明君

阿久津幸彦君

五島 正規君

田端 正広君

藤木 洋子君

西川太一郎君

環境大臣

環境大臣政務官

環境委員会専門員

大木 浩君

奥谷 通君

鮎田 賢一君

委員の異動

四月十九日

辞任

同日

辞任

同日

阿久津幸彦君

補欠選任

同日

阿久津幸彦君

補欠選任

同日

阿久津幸彦君

補欠選任

同日

阿久津幸彦君

補欠選任

同日

阿久津幸彦君

補欠選任

四月十八日

カモシカの個体調整に関する意見書(秋田市議
会)(第四六二二号)

ディーゼル車対策の促進に関する意見書(東京
都議会)(第四六二三号)

土壌汚染対策の実施に関する意見書(東京都議
会)(第四六二四号)

抜本的な地球温暖化防止対策の推進と京都議定
書の早期批准・発効に関する意見書(熊本県玉
名市議会)(第四六二五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第八四号)

環境保全の基本施策に関する件(G8環境大臣
会合)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律
の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大木環境大臣。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改
正する法律案

(本号末尾に掲載)

○大木国務大臣 ただいま議題となりました地球
温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由及び内容の
概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を
及ぼし、その防止は人類共通の課題であることか

ら、平成六年三月、気候変動に関する国際連合枠
組条約が発効し、さらに、本条約に基づいて、平
成九年十二月、二酸化炭素等の温室効果ガスの削
減についての法的拘束力のある約束等を定めた京
都議定書が採択されました。この京都議定書の運
用細目が、昨年十一月、条約の第七回締約国会議
において合意されたことを受け、政府は、今国会
における京都議定書の締結の承認を目指すことと
しております。

このような状況の中で、京都議定書の確かつ
円滑な実施を確保するため、今般、京都議定書の
締結に必要な国内法としての本法律案を提案した
次第であります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を
御説明申し上げます。

第一に、政府は、京都議定書の約束を達成する
ため、京都議定書目標達成計画を定めるとも
に、平成十六年及び平成十九年において、計画に
定められた目標及び施策について検討を加え、必
要に応じ変更することといたします。

第二に、内閣は、京都議定書目標達成計画の案
の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本
部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を
進める体制を整備することといたします。

第三に、日常生活における温室効果ガスの排出
の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活
動推進員の活動に、いわゆる地球温暖化対策診断
の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進
センターの指定対象に特定非営利活動法人の追
加、地方公共団体、事業者、住民等から成る地球
温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整
備することといたします。

第四に、森林等による温室効果ガスの吸収作用
の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に

基づき、森林の整備等を推進することといたしま
す。

このほか、京都メカニズムの活用のための国内
制度のあり方の検討に関する規定を整備すること
といたします。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あ
らんことをお願いいたします。

以上です。

○大石委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る五月十日金曜日、参考人
の出席を求め、意見を聴取することとし、その人
選等につきましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

○大石委員長 次に、環境保全の基本施策に関す
る件について調査を進めます。

この際、G8環境大臣会合について政府から報
告を聴取いたします。大木環境大臣。

○大木国務大臣 G8環境大臣会合が、四月十二
日から十四日までカナダのバンフで開催されまし
た。我が国からは、国会のお許しをいただきました
が、私が出席させていただきました。

今回の会合は、本年八月からヨハネスブルグで
開催される持続可能な開発に関する世界首脳会議
の成功に向けて取り組むべき内容について、閣僚

宣言を採択することが目的でありました。私は、この会議に出席するとともに、この機会を活用して、気候変動問題について、米国、ロシア、カナダ、英国及び欧州委員会の大臣等と意見交換を行いました。

本日は、これらの結果について簡潔に御報告申し上げます。

まず、G8環境大臣会合においては、環境と開発の関係、環境政策についての国内的及び国際的枠組みのあり方、環境と健康の関係等の分野において活発な議論が行われ、その成果を閣僚宣言として採択いたしました。

今回合合における最大の焦点でありました気候変動問題につきましては、気候変動という緊急の課題に地球規模での参加により対処するため、温室効果ガスの排出を削減する必要性、ヨハネスブルグ・サミットまでの多くの国の締結による時宜を得た京都議定書の発効、調査研究や技術開発の分野での情報や優良事例の交換の強化等が閣僚宣言に盛り込まれました。

また、ヨハネスブルグ・サミットにおいて重点的に取り扱うべきテーマとして、持続可能な水資源管理及び省エネルギーのほか、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営についても閣僚宣言に盛り込まれました。

このほか、健康と環境との関連の重要性、ヨハネスブルグ・サミットが、その解決のための具体的な行動を立ち上げる機会となることが閣僚宣言に盛り込まれました。

閣僚宣言は、カナダのアンダーソン環境大臣から、カナダスキス・G8サミット議長でありますカナダのクレティエン首相に報告される予定であります。

次に、気候変動問題についての各国大臣等との意見交換について御報告申し上げます。

私は、米国のホイットマン環境保護庁長官、ロシアのヤコベンコ天然資源省事務次官、カナダのアンダーソン環境大臣と会談し、すべての国が参加する地球規模の取り組みを進めること及び京都

議定書の早期批准を行うことを強く働きかけました。また、米国に対しては、四月初頭に開催された日米ハイレベル協議によって合意されました市場メカニズム、科学技術等の三つの分野におけるプロジェクトを具体化していくこと及びハイレベル協議を継続していくことを確認いたしました。ロシアとカナダに対しては、温暖化防止のための科学技術協力の推進についても意見交換を行いました。

さらに、英国のベケット環境・食糧・農村大臣及び欧州委員会のボルストローム環境担当委員とも会談を行い、他国に対する京都議定書の早期批准に係る働きかけを共同して行っていくことを確認し、地球温暖化対策に係る連携等について意見交換を行いました。

私は、今後とも、できるだけ多くの国の参加を得て、京都議定書が早期に発効するよう、関係国に対して一層働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、ヨハネスブルグ・サミットについては、今回のG8環境大臣会合を踏まえ、各界の関係者とも密に連携しつつ、我が国の経験と知恵を生かした具体的な貢献策を練り上げ、サミットの成果に我が国の具体的な提案が盛り込まれるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大石委員長 これにて報告の聴取は終了いたしました。

次回は、来る二十三日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十時九分散會

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年

法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 京都議定書目標達成計画(第八条・第九条)

第三章 地球温暖化対策推進本部(第十条―第十九条)

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策(第二十条―第二十七条)

第五章 森林等による吸収作用の保全等(第二十八條)

第六章 雑則(第二十九條―第三十二條)

第一章 総則

第一条中、「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえを削り、「地球温暖化対策に関する基本方針を定めること」を「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保すること」に改める。

第二条第二項中「動植物による二酸化炭素の削減、同条第五項中「たる物質」を「である物質」に改める。

第三条第一項中「総合的なを「総合的かつ計画的な」に改め、同条第三項中「第五項において」を「以下」に改める。

第十六条中「第十一条第五項」を「第二十四条第五項」に改め、同条を第三十二條とする。

第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とし、第十三条を削り、第十二条を第二十五条とし、同条の次に次の二条、一章、章名及び一条を加える。

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排

出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第二十七條 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第二十八條 政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百八十一号)第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章 雑則

(措置の実施の状況の把握等)

第二十九條 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

第三十一条第一項中「法人」の下に「又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人」を加え、同条を第二十四条とする。

第十條第二項第二号中の「のため必要な」を「のため
の措置について調査を行い、当該調査に基づく
指導及び」に改め、同条を第二十三条とする。

第九條中「基本方針を」京都議定書目標達成計
画に改め、同条を第二十二条とする。

第八條第一項中「基本方針を」京都議定書目標
達成計画に改め、同条を第二十一条とする。

第七條の見出しを「京都議定書目標達成計画」
に改め、同条第一項中「地球温暖化対策の総合的
かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に
関する基本方針（以下「基本方針」を、京都議定書第
三條の規定に基づく約束を履行するために必要な
目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達
成計画」に改め、同条第二項中「基本方針」を「京
都議定書目標達成計画」に改め、同条第五号中「基本
的事項を」重要事項に改め、同条を同項第八号
とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号
を同項第六号とし、同項第一号の次に次の三号を
加える。

三 温室効果ガスである物質の種類その他の区
分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収
の量に関する目標
四 前号の目標を達成するために必要な措置の
実施に関する目標
五 前号の目標を達成するために必要な国及び
地方公共団体の施策に関する事項
第七條第三項中「環境大臣は、基本方針の案を
作成し」を「内閣総理大臣は、京都議定書目標達
成計画の案につき」に改め、同条第四項を削り、
同条第五項中「環境大臣は、第三項を」内閣総理
大臣は、前項に、「基本方針を」京都議定書目標
達成計画に改め、同条を同条第四項とし、同条
第六項を削り、同条を第八條とし、同条の次に次
の一条、一章、章名及び一条を加える。

（京都議定書目標達成計画の変更）
第九條 政府は、平成十六年及び平成十九年にお
いて、我が国における温室効果ガスの排出及び
吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都

議定書目標達成計画に定められた目標及び施策
について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づ
き、必要があると認めるときは、速やかに、京
都議定書目標達成計画を変更しなければならない
い。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書
目標達成計画の変更について準用する。

第三章 地球温暖化対策推進本部
（地球温暖化対策推進本部の設置）
第十條 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推
進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部
（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）
第十一條 本部は、次に掲げる事務をつかさど
る。
一 京都議定書目標達成計画の案の作成に関す
ること。
二 京都議定書目標達成計画の実施の推進に関
すること。

（組織）
第十二條 本部は、地球温暖化対策推進本部長、
地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対
策推進本部員をもって組織する。
（地球温暖化対策推進本部長）
第十三條 本部長は、地球温暖化対策推進本部
長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣
をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。
（地球温暖化対策推進副本部長）
第十四條 本部に、地球温暖化対策推進副本部長
（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長
官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充て
る。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
（地球温暖化対策推進本部員）
第十五條 本部に、地球温暖化対策推進本部員
（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべて
の国務大臣をもって充てる。

（幹事）
第十六條 本部に、幹事を置く。
2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、
副本部長及び本部員を助ける。
（事務）
第十七條 本部に関する事務は、内閣官房におい
て処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理
する。

（主任の大臣）
第十八條 本部に係る事項については、内閣法
（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣
は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）
第十九條 この法律に定めるもののほか、本部に
関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のた
めの施策
（地方公共団体の施策）
第二十條 都道府県及び市町村は、京都議定書目
標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的
条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等の
ための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び
実施するように努めるものとする。

第六條の次に次の一条及び章名を加える。
（温室効果ガスの排出量の算定等）
第七條 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に
関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四
條1(a)に規定する目録及び京都議定書第七條1
に規定する年次目録を作成するため、毎年、我
が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量
を算定し、環境省令で定めるところにより、こ
れを公表するものとする。

第二章 京都議定書目標達成計画
附則第一條中「並びに附則第三條」を削る。
附則第二條及び第三條を次のように改める。

（検討）
第二條 政府は、京都議定書第六條1に規定する
事業、京都議定書第十二條1に規定する低排出
型の開発の制度及び京都議定書第十七條に規定
する排出量取引を活用するための制度の在り方
について検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

第三條 政府は、平成十七年までに、この法律の
施行の状況について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則
この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条
約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日
から施行する。ただし、第十六條を第三十二條と
し、第十五條を第三十一條とし、第十四條を第三
十條とする改正規定、第十二條の次に二條、一
章、章名及び一条を加える改正規定（第二十六
條、第二十七條及び第二十九條に係る部分に限
る。）並びに第十一條及び第十條の改正規定は、公
布の日から施行する。

理由
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定
書の確かつ円滑な実施を確保するため、京都議
定書目標達成計画を策定することとし、その実施
の推進に必要な体制の整備を図るとともに、温室
効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定める
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

平成十四年五月九日印刷

平成十四年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B